

神戸県民センター河川及び砂防ひょうごアドプト 基本要綱

第1条 目的

この神戸県民センター河川及び砂防ひょうごアドプト（以下「アドプト」という）は、神戸市内の県管理河川及び砂防施設において地域住民等が組織する団体が、県と県民とのパートナーシップによる維持管理（アドプト）に取り組むことにより、快適な生活環境の創出、地域への愛着心、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりに資することを目的とする。

第2条 対象施設

神戸市内の県管理河川及び砂防施設を対象とし、市に管理権限を委譲する予定の河川については県の管理する期間について適用する。

2 活動区域は、活動者の安全確保を第一義とし危険な区域での活動は認めない。

第3条 活動団体の資格

地域社会の一員としての自覚と責任において、公共施設（河川及び砂防施設）をよい状態に保つために主体的に清掃・美化等の活動を2年以上継続できる団体とし、次に掲げる団体の参画は認めない。

- ①活動を営利目的とする団体。
- ②参加資格を得るにあたり不当な条件を付ける団体。
- ③活動とあわせて宗教活動、政治活動又は営業活動を行う団体。
- ④特定の公職の候補者や政党を推進し、支持し又はこれらに反することを目的とする団体。
- ⑤暴力団又はその統制下にある団体、社会の秩序を乱す恐れのある団体。

第4条 支援対象となる活動

草刈り・清掃などの美化活動

第5条 合意の締結

県は、市(区長)及び活動団体代表者とアドプトにかかる合意書を締結するものとする。

2 合意書は2年毎に更新するものとする。

第6条 支援内容

県は、活動団体が第4条の活動を行うために必要となる物品等を支援することとする。

附則

- 1 平成16年5月1日から施行している神戸県民局河川愛護アドプト事業実施要綱は、廃止する。
- 2 平成22年4月1日から施行している神戸県民センター河川ひょうごアドプト基本要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。